

議案第162号

さいたま市六日町山の家条例を廃止する条例の制定について
さいたま市六日町山の家条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市六日町山の家条例を廃止する条例

さいたま市六日町山の家条例（平成13年さいたま市条例第215号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。